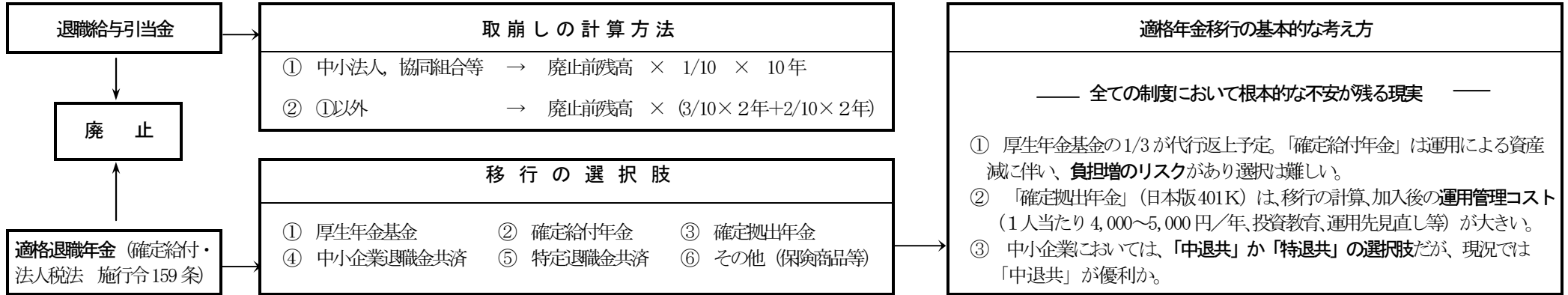


## 退職給付制度の動向とその考え方

### IV. 移行の実際の検討と選択肢



### V. 「中退共」と「特退共」の比較と課題

制度(主体・根拠条文)	掛金	過去勤務通算	運用状況	給付	適格年金からの移行	課題
<b>■ 中小企業退職金共済制度(S34)</b> (中退共) ----- 勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済法	① 5,000円以上で20通り (但し、パート特例掛金あり) ② 国の助成制度あり (4ヶ月~1年間1/2) ③ 限度額 30,000円/月 ④ 損金処理 (加入は「中小企業」のみ)	① 通算期間と通算月額により決定 ② 10年を限度に可能 ③ 5,000円以上 22,000円以下で12通り	① 1年未満掛け捨て 2年未満元本を下回る。 3年6ヶ月で掛金相当額 ② 運用利回り 3%→1% (平成14年1月改正)	① 一時金(原則) ② 5年, 10年の分割あり	・ 2012(平成24年)3月31日までの特例措置あり。 (確定給付企業年金法 附則第28条)  ・ 120ヶ月を限度として引き継ぐ。	① 消去法で「中退共」「特退共」が残るが、この制度も「運用利回り」が低下し、今後も不透明。  ② これらの制度が、退職金規程上「確定給付」であって、この補完のため活用していると、運用リスクが発生しこの補完をしなければならぬこともある。  ③ 「401K」は、老後生活のものであり、退職給付ではなく退職金制度そのものの選択検討を要する。
<b>■ 特定退職金共済制度(S34)</b> (特退共) ----- 特定退職金共済団体 (商工会議所他) 所得税法施行令	① 1,000円の整数倍 ② 助成制度無し ③ 限度額 30,000円/月 (但し、規程記載額が限度) ④ 損金処理	①, ②は 同上  ③ 1,000円以上22,000円以下	① 15年以上にならないと元本にならない。 ② 運用利回り 1.5%→0.9% (平成14年6月改正)	① 一時金 ② 年金(10年) ③ 遺族一時金	・ 移行に関わる法整備は無し	